

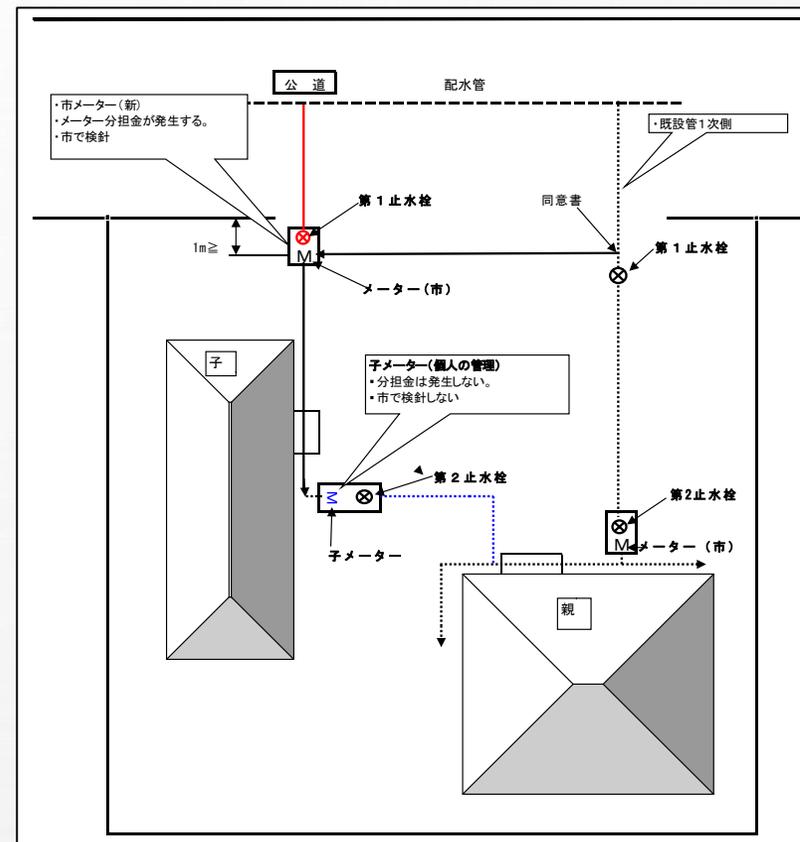
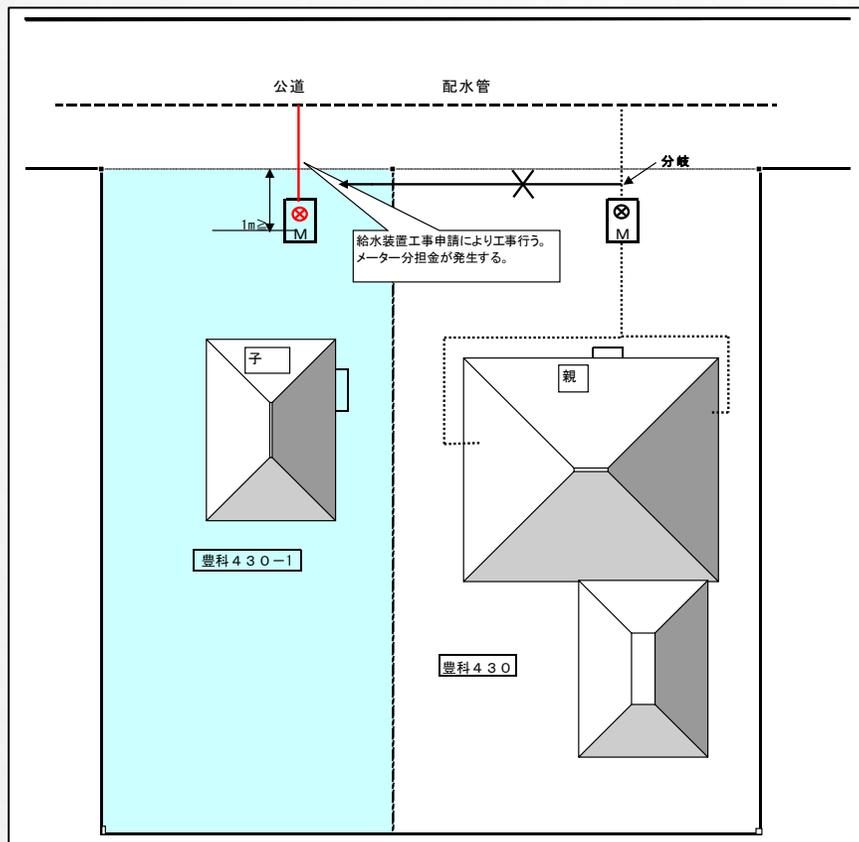
安曇野市 給水装置指定工事店説明会

令和7年6月25日

上水道課 管理係

給水管工事施工基準(1) その1 ~ ページ1 ~

量水器設置場所	・建物の外で敷地内または止水栓に近い位置、量水器の点検・取替作業が容易にできる場所で且つ衛生的で損傷のおそれのない場所。	施行規程第19条 図1.2.3.4.5.6
	・量水器の位置は、原則として官民界から1m以内とする(給水管取出し標準図参照)。	
	※量水器は、原則として1建造物に1個とする。ただし市長が認めた場合1建造物に2個以上の量水器を設置することができる。(市長が認めた場合:共同住宅等)	施行規程第20条



給水管工事施工基準(1) その2

水圧試験	・1.75MPa（1分間静止し水圧が落下しない。） <u>ただし冬期間（11月～3月まで）は写真により検査する</u>
------	---



- ・冬期期間は以前よりしゅん工検査時に変わり、写真提出で実施していましたが、施工基準に記載が無かったため明記しました。
- ・夏期においても水圧試験を行うことが難しい場合は、事前に相談してください。
- ・写真による検査は、検査日が期間内である場合に適用となります。申請日ではありませんので注意してください。

給水管工事施工基準(1)その3

<p>・量水器は市から貸与しており、凍結等で損傷した場合は、施主等に損害額の請求をする場合があります。施工業者は、冬場の凍結防止処置について施主等に十分に説明を行うこと。</p>	<p>・ 条例第18条</p>
<p>・ここ数年、寒波による宅内給水装置の凍結破損による宅内施設等の水損及び立ち上がりなどの破管による漏水が発生しています。引渡しや修理等の際には施主等に凍結防止処置、不凍栓や凍結防止帯等、凍結防止装置の操作説明等を行うこと。</p>	



寒波の襲来で、凍結による量水器の故障および外水道の破管が発生しています。
 この場合、量水器については市からの貸与のため、管理者(施主)から量水器の損害額のお支払いをいただくこともあります。
 また、別荘利用や空家等で冬期間留守にしている住宅等では、外水道の破管や宅内の給水装置が破損し漏水し高額の水道料の請求や宅内の水損等で修理費の支払いが発生する恐れがあります。使用者の中には、凍結防止の方法を知らない場合が多く見受けられたため、指定工事店に、凍結防止方法等について説明をお願いするものです。

給水管工事施工基準(2) ページ2

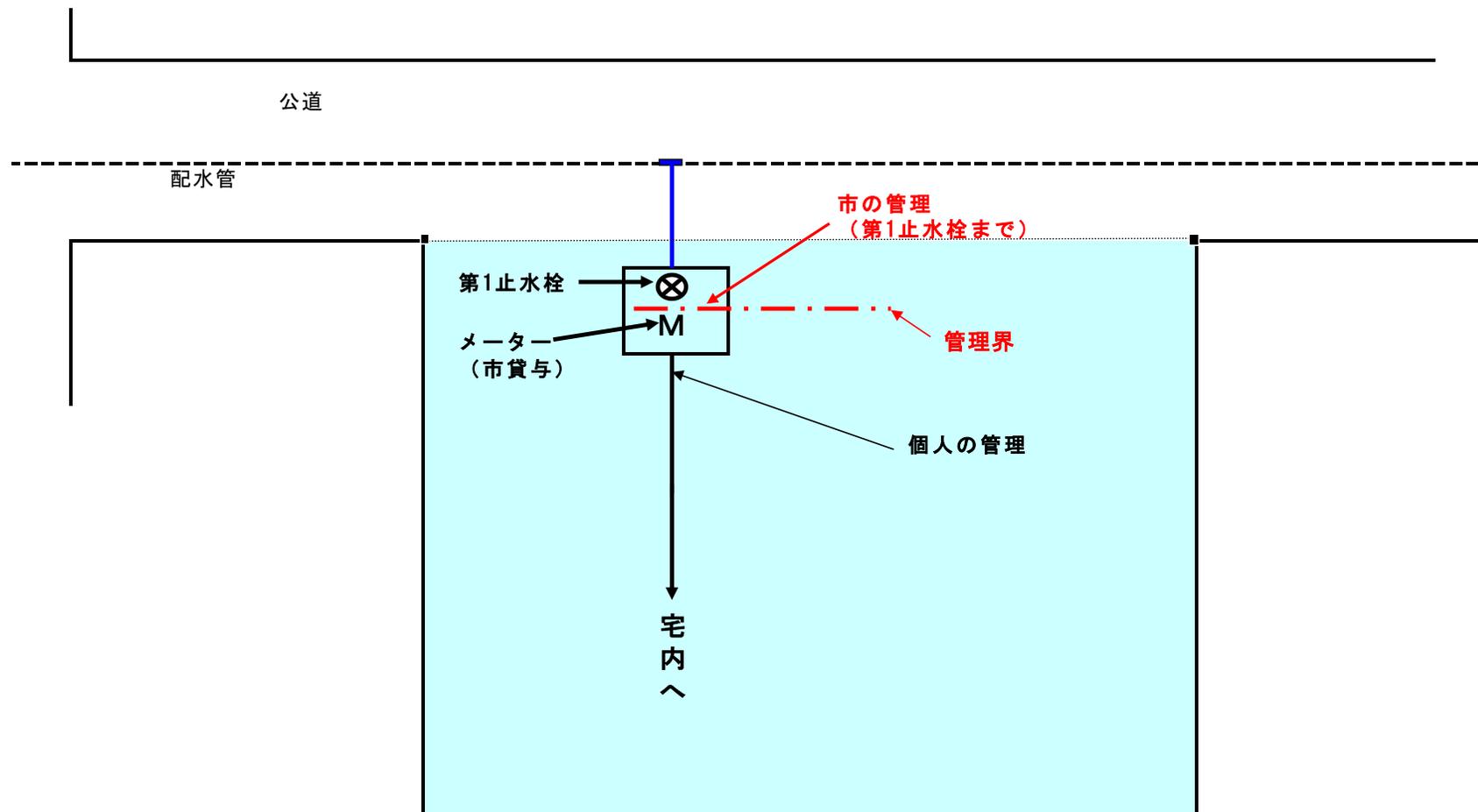
官民の管理区分

・寄附採納願により市に移管した(給水条例施工規程第5条)給水装置であって、民地内の第一止水栓までは市が管理する。ただし、市営の共同住宅においては第二止水までとする。

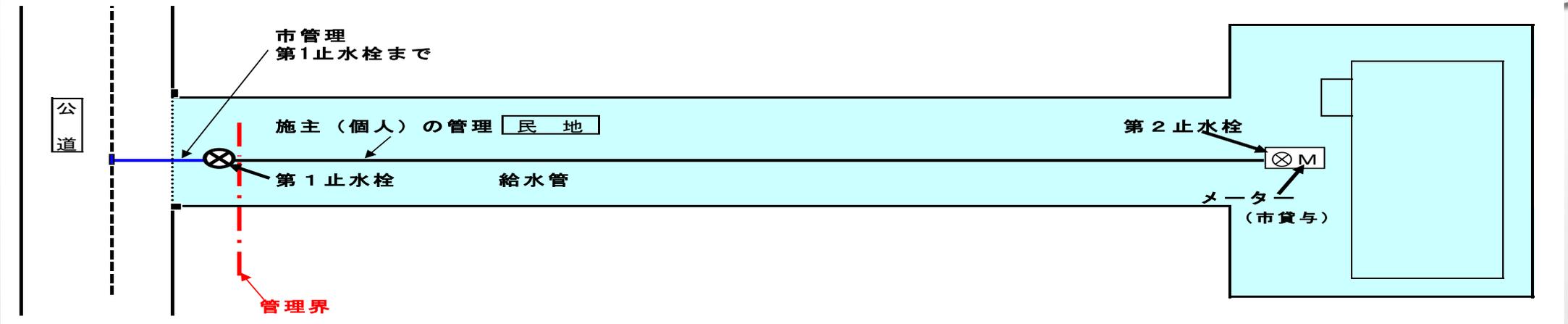
施工基準ページ29
～ページ35まで参照

1. 前面道路より取出し

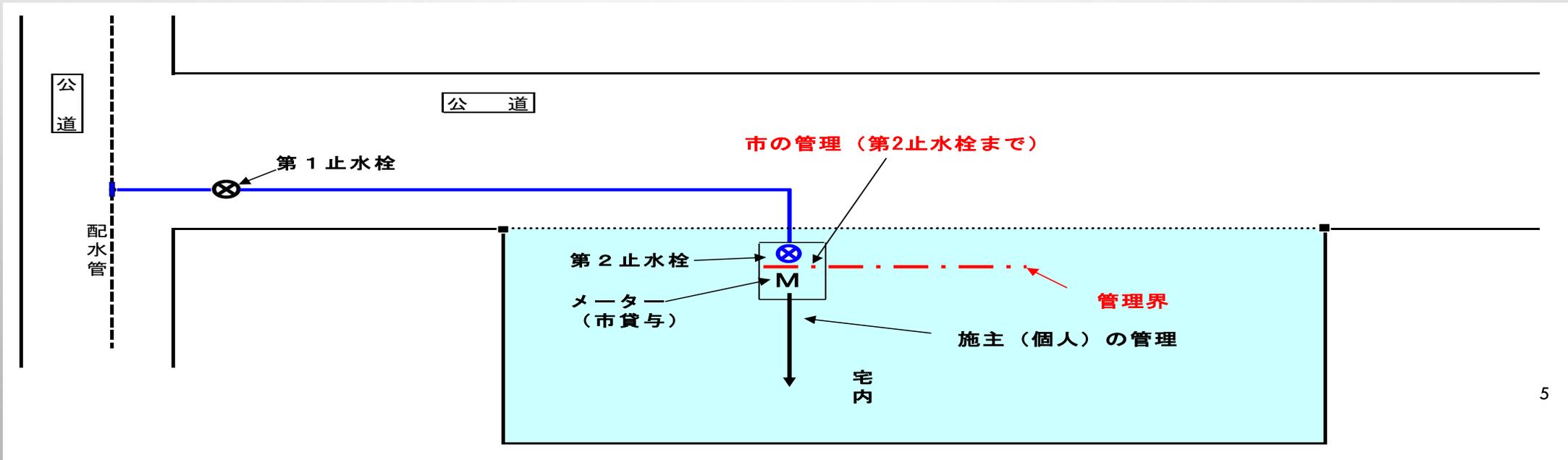
【施工基準 ～ ページ30～】



2. 第1止水栓があり第2止水栓及びメーターが奥にある。

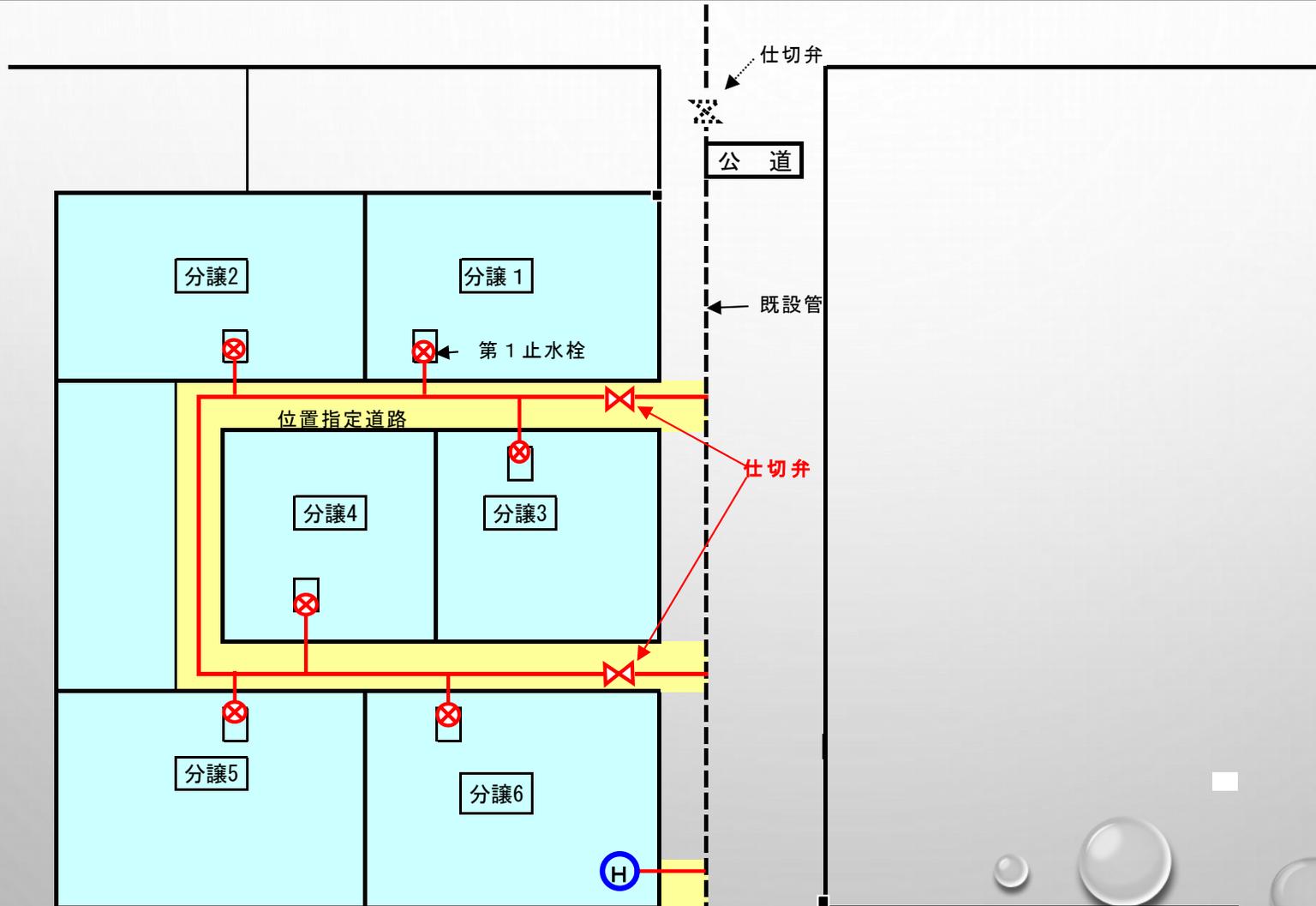


3. 全面道路に配水管が無く、給水管長い（公道）一般住宅一戸



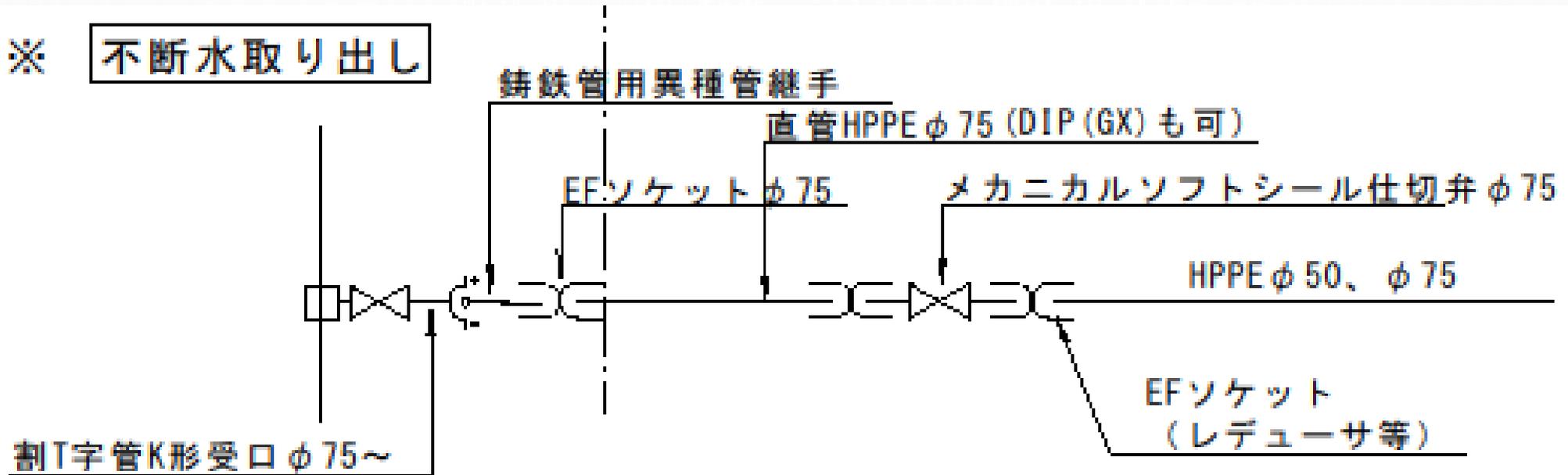
配水管工事施工基準(1) ~ ページ3 ~

・埋設地が私有地(位置指定道路含む)の場合は、寄附により市水道事業が維持管理することになる管について地役権設定契約締結後に地役権を設定する。
なお、登記に係る経費は、開発者が負担すること。



給水管取り出し標準断面図 図4 ~ ページ9 ~

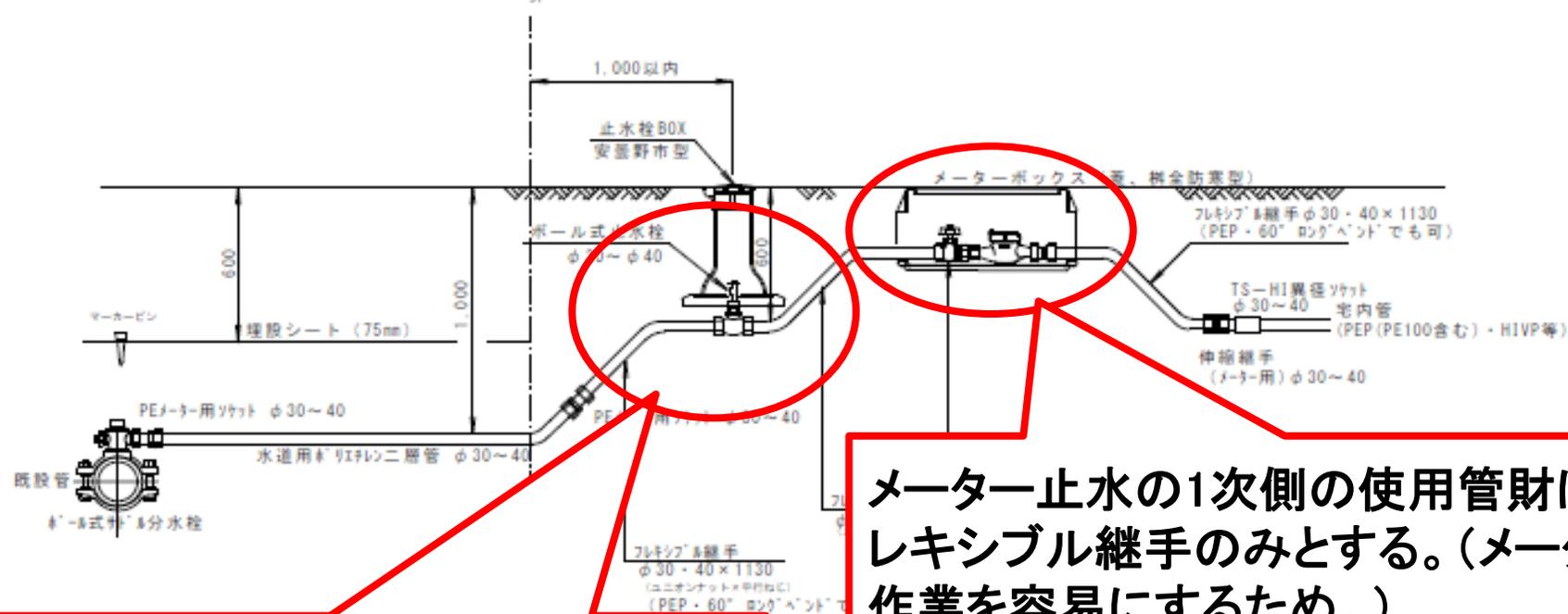
※ 不断水取り出し



※既設管がDIP若しくはHPPE管の場合はK型等の受口であること。また、特押は3DKMの耐震型を使用のこと。
※既設管がVPの場合はフランジタイプでも可とするが、フランジ接合材は耐震型とし、補強金具等を使用すること。
※取出し管をHPPE φ50で布設する場合は、異種管接手にレデューサーを接続しても良いものとする。

割T字管の受け口はK型でお願いします
(もしくは、耐震型)
※フランジは不可とします。(特例有)

ボール止水栓(1次止水栓)及びメーターボックス周りの使用材料について
量水器 $\phi 13 \sim \phi 40$ までの場合



1次止水栓の1次・2次側の使用材料についてはフレキシブル継手の他に「PEP(2層管)」、「60°ロングベント」の使用も可とする。(ただし、 $\phi 30$ 、 $\phi 40$ の2層管使用については、工作が難しいと思われるため、フレキかロングベントの使用とする。)

メーター止水の1次側の使用管財については、フレキシブル継手のみとする。(メーター交換等の作業を容易にするため。)

2次側の使用材料についてはフレキシブル継手の他に「PEP(2層管)」、「60°ロングベント」の使用も可とする。(ただし、 $\phi 30$ 、 $\phi 40$ の2層管使用については、工作が難しいと思われるため、フレキかロングベントの使用とする。)

給水装置工事手続き・しゅん工検査申請について

★ 指定工事店とは？

【水道法】（第16条の2第1項）

水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が政令で定める基準に適合することを確保するため、当該水道事業の給水区域において**給水装置工事を適正に施工することができる**と認められるものを指定することができる。

【安曇野市水道事業給水条例】（第7条 給水装置工事の施工）

給水装置工事は、市長又は市長が法第16条の2第1項（上記）の**指定したものの者（以下「指定工事店」という）**が施工する

つまり、本日説明会に参加いただいている皆様は、適正に給水工事の施工をすることができる業者です！！
そこで、あらためてお願いです。

給水装置工事手続き・しゅん工検査申請について

① 『工事種別』について ※主な種別は下記の6種類です

【新設】・・・新たに給水装置を設置する工事

パターン① 道路からの取出しを含む宅内給水管布設工事

パターン② 既存の取出し(1次止水)を使用し、宅内の給水管布設工事

例)家屋の新築・・・加入分担金の納入が発生する工事

【改造】・・・給水管の増径、管種変更、給水栓の増設、給水装置の原形を変える工事

例)家屋の建替え、水道メータの移設・・・加入分担金が発生しない工事

【下水関連工】・・・下水道宅内工事への接続に関連して行う増設改造工事

【撤去】・・・給水装置を撤去(量水器は市に返却)(権利については廃止(権利消滅)か中止(権利保有))

【口径変更】・・・量水器口径の変更

【取出しのみ】・・・配水管より給水管を取り出し、メーターボックス・止水栓を設置する(当面水道を使用しない)

給水装置工事の申請にあたって

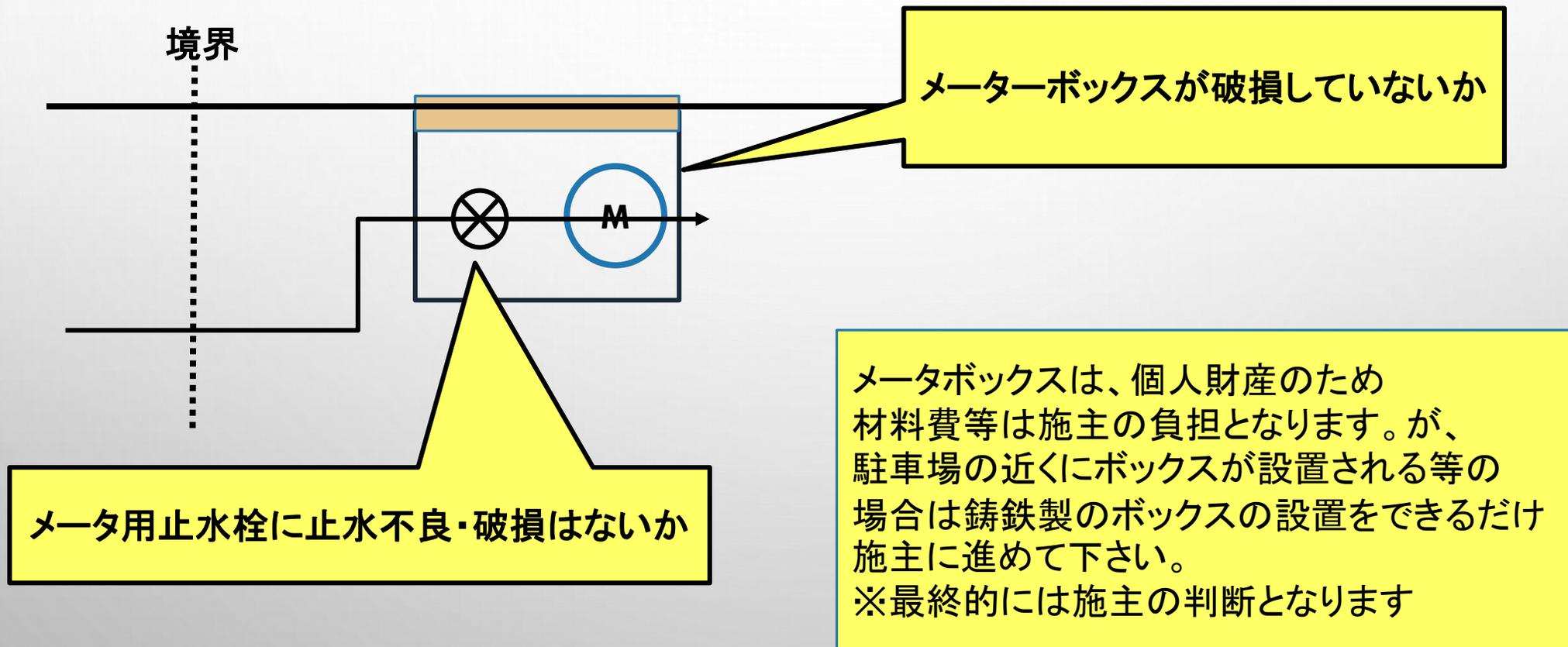
②写真の撮影ポイントについて

項目		詳細	提出枚数
給水管 分岐状況	分岐状況	配水管からの給水管分岐完了状況	1枚以上
	防食処理	ポリスリーブ巻状況 が確認できる写真	1枚以上
給水管布設状況		給水管の布設完了状況の確認	1枚以上
配管状況		メータボックス・止水栓の設置状況 給水管布設状況(埋設深さ等) ヘッダー設置状況 水圧試験状況	各1枚
受水槽		吐吸口と排水口の空間状況	各1枚

給水装置工事にあたって

③ 宅内1次止水栓及びメータボックスについて

既設の水道メータ及びメータボックスのある場合(工事種別:改造)や新規でメータボックスを設置するとき



給水装置工事にあたって

④その他(お願い)

○給水装置工事の完了後に施主に凍結防止対策について説明をお願いします。

県外から移住されたお施主さまには「不凍栓」を知らない方もいます。ここ数年、寒波による凍結で水道メーターの破損や水抜きをしなかったための給水管の破管の発生が確認されています。特に別荘や空家等で宅内の給水装置(蛇口等)が破損すると、水道料が高額になる。宅内が水損することが予想されます。改めて引き渡しの際に凍結防止対策の説明をお願いします。

○土地の売買契約書(写し)又は全部事項証明書(写し)の添付について

宅地分譲地の給水工事装置申込(新設)の際は、申込人と土地所有者(開発業者等)の関係性を確認する必要から、公図の写しと土地の売買契約書(写し)又は全部事項証明書の添付を必須とします。※なお、宅地分譲地はもともと既存の水道権利がある場合があり、どの区画に権利を移転したのか確認するために土地の付帯事項の記載部分の写しを添付いただく必要があります。

また、土地の売買に伴う所有権のトラブル防止の為、契約書等に水道権利の記載がない場合は、「給水装置権利譲渡同意書」を添付してください。

○2筆以上に給水管(2次側)を布設したい場合の対応について

土地所有者が同一人物で、2筆にまたがる量水器2次側の配管については、将来的に第3者に売買される可能性もあるため原則的には認めないものとするが、所有者が変わり、撤去の要請があった場合には申請者の責任において対応する旨を記載した確約書を提出する場合は特例として認めるものとする。(宅延等で2筆以上にまたがる場合は除く)

給水装置工事にあたって

○個人情報の取り扱いについて

個人情報とは、任意の個人に関する情報です。給水装置工事申込書等の申請書には、住所、氏名、電話番号及び設計図面等の個人情報が記載されています。個人情報の漏洩を防止するため、申請書類等の取り扱いには十分にご注意ください。

○宅内図面の申請について

改造工事の事前調査として給水装置図面の交付・閲覧の申請(給水装置図面等交付閲覧申込書)をいただいています。こちらの図面は個人情報に該当するため代理により申請する場合は委任状が必要となります。取得後は図面の保管管理にご留意ください。また、宅内図面が無い事もあります。ご来庁いただく時間を無駄にしないために、申請前に電話等で図面の有無の確認をお願いします。

○閉栓ピンの返却について

量水器を新規在庫する場合については、これまで量水器と開栓ピンをお渡ししていましたが、閉栓ピンの返却があまりされていませんので、今後は閉栓ピンと交換で開栓ピンをお渡しする方法に変更します。(メーターは従来どおりの方法でお渡しします。)

⑤指定工事店の更新時の注意事項

○給水装置工事主任技術者研修の受講について。

水道法の一部改正に伴い、令和元年10月1日から指定給水装置工事事業者は5年ごとに更新する必要がありますので、更新時期が近づきましたら忘れずに更新手続きを行ってください。

また、更新の際に水道事業者が選任する給水装置工事主任技術者の研修受講状況について確認を行います。

指定工事店の更新の際は、給水装置工事主任技術者を対象とした研修を受講し、修了証書の写し若しくは修了が記載されている技術者証(カードタイプ)の写しを添付するようにしてください。

質問・要望の回答について

今年度は事前に質疑の提出はありませんでした。R4に出され現在も意見のある内容を掲載してあります。

番号	種別	内容	回答
1	要望	<p>○「給水工事の審査、検査手数料について、現在は工事費100,000円以上に対し発生しますが、単価が業者によって異なるため、あいまいな基準となっていると思います。一定の基準を決め、手数料を一律にしてはどうでしょうか。」以上の内容で前回質問し、令和2年度実現化を目標とすると回答があったがどのような取り扱いとなったでしょうか。実現に向けて進めていただきたい。</p> <p>○現在、申請時に工事費が明らかに10万円以上かかる案件に対しても、距離等の確認作業が手間取り、窓口で並ぶ状態になる時がありますが、規模の大きい申請業者の後になると、役所で待機する時間が勿体ないです。全件一律に賦課にしたらどうでしょう</p>	<p>手数料については、安曇野市水道事業給水条例・給水条例施行規程に定められています。審査・検査手数料の規定を見直すためには議会承認を得る必要があります。そのため近隣市町村との著しい乖離や現行の規定に明確な欠陥がある場合以外は、基準の見直しは難しいと考えます。現状では基準を見直す客観的・自明な必要性があるとまでは考えていません。ただし、前回の説明会に引き続き要望をいただいていることでもありますので、引き続き近隣市町村の基準等を比較し運用について検討していく所存です。</p> <p>○申請時にお待たせしてしまい、大変申し訳ございません。お待たせしない対応を心がけていきます。申請時に距離等を確認しているのは、手数料を請求する工事か否かの確認にとどまらず、工事内容についての書類審査として行っています。受領後あらためて指定工事店様への確認を行う等の負担軽減の意味もあります。</p> <p>○手数料を一律賦課とした場合、小規模金額工事も大規模金額工事も同じ金額を負担することになり、小規模工事の負担が高くなるため、現行の体制を続けていく考えです。</p>

番号	種別	内容	回答
2	要望	<p>○検査当日に水圧をかけるのではなく、事前の写真提出にしてほしい。</p> <p>○給水工事の検査について、建築等の施設工事が工期ぎりぎり完成し、すぐに営業を開始することが多く、断水して水圧検査ができないことがあります。そのため水圧試験を写真による判定にお願いできないでしょうか。</p> <p>○現在、冬季のみ写真提出ですが、一年を通して写真提出にしていただきたい。</p> <p>○安曇野市給水管工事の給水工事施工基準の竣工検査の方法の部分に「竣工書類との照合、水圧試験による確認」とあり、給水管工事施工基準(1)の水圧試験の項目に「1.75Mpa(1分間静止し水圧が落ちない)」とあるが、現地で検査員の前で必ずやらなければならないでしょうか。効率化のためにも、施工業者の責任施工の大前提の元、写真判定では不十分なのか、不十分であれば理由をお聞かせください。</p> <p>○最近の工程で短い現場が多く、引き渡し日ギリギリまでやる現場は、タイムラグで検査が施主様が住み始めたり、店舗が営業開始になる場合も現実がありました。大体クレームとして苦情がでます。(最悪営業補償にもなりかねません)市民の方や、店舗にも現地水圧ではなく、写真判定であれば苦情も上がらないと思います。是非ご検討ください。</p>	<p>しゅん工検査当日の水圧検査の実施について多数の要望をいただきました。市では、給水装置の耐圧性について重要なポイントとしています。理由は下記の規定からです。耐圧性を重視する理由から、しゅん工検査時(現地で)に立ち合いをお願いしてきたところです。</p> <p>すでに営業中の店舗で水を止める(水圧を掛けることができない。)場合等特殊なケースは写真提出でも可としております。また、既設管との接続がある、小規模修繕のような工事については、パイロットの回転の有無について確認しています。</p> <p>事前に相談いただければ、検査の方法については調整させていただきます。</p> <p>【安曇野市水道事業給水条例第34条(基準違反に対する措置)】 34条 市長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。 【水道法施行令第6条第1項第4号】 法第16条の規定による給水装置の構造及び材質は、次のとおりとする 四 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること</p>

番号	種別	内容	回答
3	要望	申請・完了届提出時に手数料を納入した後、上水道課に確認のため戻るのを省略していただきたい。	各申請書の受領は納入を確認してから行っています。これはのちの未納処理(未納の再請求・督促等)対応事務の省力化を図る意味もあります。したがいまして、大変恐縮ですが現状の対応にご理解とご協力をお願いします。
4	要望	申請にかかわる場合、給水装置所有者などの情報を電話対応していただけないか。	給水装置所有者は重要な個人情報に該当します。個人情報の保護に関する法律、安曇野市個人情報保護法施行条例に基づき、水道使用者、所有者の電話による問い合わせには対応しません。ご理解いただくようお願いします。